

松下保育園・松下第2保育園 令和7年度重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人松の木福祉会
所 在 地	鹿児島県鹿屋市西原1丁目22番23号
電 話 番 号	0994-42-2769
代表者氏名	理事長 松下孝志

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園							
施 設 の 名 称	松下保育園・松下第2保育園							
施 設 の 所 在 地	鹿屋市西原1丁目22番23号 西原1丁目22番29号							
連 絡 先	電話番号 0994-42-2769							
管 理 者	園長 松下博志							
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児							
利 用 定 員	《松下保育園》	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定				5人	5人	5人	15人
	2号認定				19人	20人	21人	60人
	3号認定	15人	9人	16人				40人
	合 計	15人	9人	16人	24人	25人	26人	115人
	《第2保育園》	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	3号認定	3人	18人	8人				29人
	合計	3人	18人	8人				29人
開 設 年 月 日	昭和29年 5月 1日（松下保育園） 平成19年 4月 1日（松下第2保育園）							
事 業 所 番 号	4620351000154							

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、小学校就学前の子どもを受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進し、園児に最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域及び様々な社会資源との連携を図りながら、園児の支給認定保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

①松下保育園

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2 1 6 3 . 2 6 m ²
	園庭	1 3 0 8 . 4 0 m ²
園 舎	構 造	R C 造
	延べ面積	8 6 4 . 2 5 m ²
園舎兼 事務所	構造	R C 造
	延べ面積	3 3 7 . 2 0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室兼ほふく室	1 室	
保育室	4 室	
調理室	1 室	
遊戯室	1 室	
調乳室	1 室	
沐浴室	1 室	
園児トイレ	3 室	
医務室	1 室	
休憩室	1 室	
事務室	1 室	

②松下第2保育園

(1) 施設

敷地	敷地全体	1 0 3 3 . 2 1 m ²
	園庭	5 1 0 . 9 7 m ²
園舎	構造	木造
	延べ面積	6 2 . 5 m ²
園舎	構造	R C 造
	延べ面積	2 9 7 . 7 4 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
ほふく室兼保育室	3 室	
調乳室	1 室	
沐浴室	1 室	
園児トイレ	2 室	

5 職員の設置状況 令和7年4月1日 見込

①松下保育園

職種	常勤	非常勤	備考
園長	1 名		
副園長	2 名		事務長及び保育長
主任保育士	2 名		
保育士	1 4 名	5 名	一時預かり事業担当 2 名
看護師	1 名		
調理師	1 名	2 名	
栄養士		1 名	
補助員		2 名	

②松下第2保育園

職種	常勤	非常勤	備考
保育士	6 名	4 名	

※ 当園では、「鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年12月26日鹿児島県条例第79号。以下「条例」という。）」に定める基準に基づき、条例を上回る職員を配置します。

③顧問弁護士 レーヴ法律事務所 弁護士 柴田洋平
 弁護士 板垣義一
 弁護士 今西淳浩

6 教育・保育を提供する日及び時間

当園の開所時間は7時10分～18時40分、認定区分毎の利用日・利用時間等は以下のとおりとなります。

【1号認定こども(教育標準認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日		
教育標準時間	１０時００分～１４時００分		
休業日	土曜日・日曜日・祝日		
	年末・年始（１２月２９日～１月３日）		
	夏期休業（８月１日～８月３１日）		
	冬期休業（１２月２５日～１月７日）		
	学年末休業（３月２５日～３月３１日）		
	学年始休業（４月１日～４月５日）		
預かり保育	月曜日から金曜日	朝	７時１０分～１０時００分
		夕	１４時００分～１８時１０分
	土曜日	７時１０分～１８時１０分 ※２号・３号認定こどもの休業日を除く	
	夏期休業		
	冬期休業		
	学年末休業		
	学年始休業		
延長保育	１８時１０分～１８時４０分		

【2号・3号認定こども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日		
保育時間	保育標準時間（11時間）	7時10分～18時10分	
	保育短時間（8時間）	8時00分～16時00分	
延長保育	保育標準時間認定	18時10分～18時40分	
	保育短時間認定	朝	7時10分～8時00分
		夕①	16時00分～18時10分
		夕②	18時10分～18時40分
休業日	日曜日・祝日		
	年末・年始（12月29日～1月3日）		

※年度末2日間（休日を除く）は休園となります。

※上記にかかわらずに、災害・感染症・その他これに類するやむを得ない事情がある時は、行政機関に相談の上、必要最小限の期間を休園とする場合があります。

※児童の急病・事故・災害・その他やむを得ない理由がある時は、保護者に連絡の上、個別の園児もしくは全園児の保育時間を短縮する場合があります。

7 利用料金

利用料	支給認定保護者の居住する市町村が定める利用料（月額保育料） ※公定価格（教育・保育に通常要する費用）と利用料の差額を法定代理受領させていただきます。尚、法定代理受領の額については、年度決算終了後速やかにホームページに掲載させていただきます。		
給食費(副食費相当額)	1・2号認定	月額 4500円 ※6	
預かり保育料 (休業日を除く月曜日から金曜日)	1号認定	7時10分～10時 14時～18時10分	1日 450円 月額上限 11,300
預かり保育料 (土曜日及び長期休業日)		7時10分～18時10分	
延長保育料	全園児共通	18時10分～18時40分	月額 1000円 日額 100円

- ※1 延長保育の時間18時40分を過ぎると、職員が超過勤務となるため超過負担金1000円を請求させていただきます。
- ※2 年度途中に満3歳となり、3号認定から2号認定となった子どもは、満3歳児以後の最初の3月31日を経過する迄の間、副食費相当額は徴収しません。
- ※3 年収360万円未満相当の世帯の子ども及び所得層にかかわらず、第3子以降の子どもは副食費相当額が免除となります。
- ※4 満3歳児以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある1号認定子どもについては施設等利用給付により預り保育料が無償となります。
- ※5 満3歳児（※3以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市民税非課税世帯の子どもについては施設等利用給付により預り保育料が無償となります。
- ※6 途中入退所については、日割り計算とする（4500円÷当該月給付費の開所日数×当該月給付費の利用期間における開所日数）。

8 支払い方法

(1) 利用料（月額保育料及び給食費）

- ・原則として口座振替払い(当該月26日に登録口座から引き落としされます。26日が土曜日・日曜日。祝日等の金融機関の休業日であった場合は翌営業日となります。手数料は園で負担します。)

※1 現金払いを希望される場合は担任にお申し出下さい。

※2 現金払い及び口座振替がされなかった保護者については、翌月

5日迄に園へ直接入金して下さい。

(2) 預かり保育料

- ・預かり保育料については翌月10日迄に現金で園へ直接お支払いください。ただし、市町村が法定代理受領方式を取り入れている場合には、対象園児については市町村に請求させていただきます。

(3) 延長保育料

- ・延長保育料については、月額希望の場合は毎月10日迄に、日額の場合は利用の都度、現金で園へ直接入金して下さい。

9 提供する特定教育・保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141・平成29年3月31日厚労告117改正）を踏まえ、以下の教育・保育等の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6に記載する時間において、教育・保育等を提供します。

(2) 食事の提供

全ての園児に対して児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
乳児～2歳児	9時30分頃	11時40分頃	15時頃	
3歳～5歳児		11時45分頃	15時頃	副食のみ

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) その他

子育て支援事業を実施する。

① 支給認定保護者支援事業

- ・園児の保護者と常に連携を保ち、家庭での子育てしやすい環境の構築に向け積極的に支援します。
- ・園児の保護者に対する子育て支援において、園児の属する家庭や地域及び様々な社会資源と連携を図りながら支援します

② 一般型一時預かり事業（地域における子育て支援事業）

- ・地域に存在する、専業主婦家庭等の育児疲れ解消や保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育及び傷病等の緊急の保育を必要とする児童にて対し「松下保育園 一時預かり規則」に基づき一時預かり事業を実施します。

③ 養育支援事業（地域における子育て支援事業）

- ・ 地域の子ども及び保護者に対して、養育相談等を行い、必要な情報の提供及び助言を行う。又、必要な場合は医療機関や教育機関・児童福祉施設等と連携し支援します。

10 利用の開始及び終了に関する事項

《利用の開始》

- ・ 1号認定：当園に直接、お申し込み下さい。定員を超える利用希望がある場合には、別紙1により選考を行い内定します。
重要事項説明書の説明を受け、支給認定保護者が同意された事により入園が決定となります。
- ・ 保育認定：市町村の利用調整により入園が内定します。
重要事項説明書の説明を受け、支給認定保護者が同意された事により入園が決定となります。

《利用の終了》

- ① 子ども子育て支援法第19条第1項から第3項に規定する小学就学前の子どもに該当しなくなったとき。
- ② 利用子どもの支給認定保護者から当園の利用に係る取消の申出があったとき。
- ③ 2号認定の子ども及び3号認定の子どもの支給認定保護者が、子ども子育て支援法に定める要件に該当しなくなったとき。
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	フクダ医院
医院長名	福田恒典
所在地	鹿屋市寿3丁目11番2号
電話番号	0994-43-4191

(2) 歯科

医療機関の名称	あおぞら歯科
医院長名	四元忠久
所在地	鹿屋市西原1丁目29番27号
電話番号	0994-36-5688

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に事故、体調の変化、その他緊急事態が発生した場合には、保護者又は児童票に記載の緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに医療機関受診等必要な措置を講じます。

※肘内障と診断された園児につきましては、気を配っていても個人差で発症することが多いため、保護者の方に病院受診をお願いすることになります。

1 3 相談・苦情等に関する窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 坂口志織 ・電話番号 0994-42-2769 担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。	
第三者委員	軀川導康	電話番号 0994-67-2137 (円通寺保育園園長)
	濱崎修一	電話番号 0994-42-2488 (コダマ時計宝飾店)

1 4 個人情報に関する事項

当園では、園児及び保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限度の範囲内において使用場合があります。尚、それ以外の目的で、職員や職員であったものが個人情報等を保護者の同意無く使用することはありません。

- ① 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有する場合。
- ② 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う場合。
- ③ 緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行う場合。
- ④ 療育支援施設等や公的機関と情報共有を行う場合。
- ⑤ 支給認定した市町村から情報提供の依頼があった場合。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書・防災・避難計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・消火器	有		

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

1 6 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	保育園の施設管理・業務遂行・提供した飲食物等に起因する事故により、園児や第三者の身体に障害を与えた場合や、財物を毀損した場合に支払われる保険です。
保険金額	対人賠償 1名・1事故 10億円 対物賠償 1名・1事故 1000万円 人格侵害補償 1名・1事故 1億円

1 7 園児欠席の連絡

園児が疾病その他の理由で開所期間中に欠席する場合は、9時30分迄に連絡をお願いします。

1 8 児童票の作成

家庭状況を把握するため、児童票の記入・提出をお願いします。

1 9 教育・保育に関する事項

・教育・保育理念

体力増進を基本として、自立と忍耐をモットーに、豊かな人間性、のぞましい社会性の基礎を育成する。

・教育・保育方針

- ① 教育・保育を必要とする乳幼児の養護及び教育に努める。
- ② 子どもの心身の健全・発達の為、健康保育に重点をおく。

・教育・保育目標

- ① 健全な体・・・ 毎日の戸外遊びや運動遊びを通して、丈夫な体を育てる。
- ② 豊かな感性・・・ 自然豊かな環境で遊ぶ中で、五感に多くの刺激を受け感性を養う。
- ③ 優しい心・・・ 多くの友達や、異年齢の子どもとの関わりの中で、少しずつ思いやりの心を育む。

当園では、昭和29年の開園当初より、子どもは集団の中で学び、自然の中で成長するという考えから、天気の良い日は出来るだけ、戸外で土や緑等の自然環境に親しみ、遊具等で体を十分使って友だちと遊びを楽しむ機会を創るように心掛けています。泥まみれは日常茶飯事です。又、すり傷、切り傷をしてしまうこともあります。保育士が十分な見守を心掛けていますが、時には転んだり、園児同士ぶつかって怪我をしたり、順番を守れず又、言葉が理解できずトラブルになり、ひっかき傷や噛み傷が出来てしまったり等思わぬ出来事が発生することもあるかと思いますが、子どもの成長の一步と考え、暖かいご理解を頂けますようお願い致します。

20 当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
--------------------	---

21 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

保護者の皆さまにご理解いただきたい大切なこと (1)

お子さんのケガについて

生まれた直後から、子どもはいろいろなことを試します。自分自身のからだも興味の対象ですし、からだを使って子どもはいろいろなことをします。子どもにとっては楽しいことであり、すべてが学びです。そして、立ち上がりは倒れます。歩き出せばつまずき、転びます。走れば転び方も大きくなります。園庭の真ん中で元気に追いかけてっこをしている年中児や年長児も転びます。どんな転び方であっても、歯が折れるかもしれませんし、骨折するかもしれません。まったくケガをしない時もあるでしょう。

保育者として私たちは、「子どもがする必要のないケガ」はできる限りさせない努力をします。「子どもの命を守る」取り組みもします。成長発達に合わない活動や明らかに危険な活動はさせませんし、そういった活動でお子さんがケガをした場合には、私たちの取り組みと活動を見直します。けれども、成長発達に合った活動、子どもの育ちにとって必要な活動によって起こるケガについては、「育ちにとって必要なこと」として、保護者の皆様のご理解をお願いしたいと考えます。

たとえば次のような活動中は、保育者が常に子どもたちに注意を促しますが、活動の性質上、保育者がケガ自体を防ぐことはできません。

- ・鬼ごっこやかけっこ = ぶつかる、つまずく、滑る等によるケガが起きます。
- ・ブランコ遊び = 乗っていて落ちる、降りる時転ぶ等してケガが起きます。
- ・縄跳び = つまずき等によるケガが起きます。

- ・跳び箱＝手をつきそこねたりしてケガが起きます。
- ・鉄棒＝手が滑ったり、手を離してしまいケガが起きます。

また、3歳以上児になると、鉄棒、のぼり棒、ジャングルジムにチャレンジします。特に鉄棒や跳び箱は、最初に体操教室でチャレンジスポーツの担当者の指導や注意を受けてから始めます。私たち保育者は活動ごとに、子どもに「手を離さない」よう伝えながら見守りますが、転落自体を防ぐことができない可能性が高く、また、転落した子どもを保育者が必ず支えられるわけではありません。跳び箱等の活動も同じです。

ケガ防止の為、遊具等には可能な限り安全マットを備えていますが、完全にケガを防ぐことは困難です。



子どもたちは毎日、いろいろなことが少しずつできるようになっていきます。私たちは保育者として、いろいろなことが安定してできていくように支援し、新しいことに挑戦できていくように促していきます。たとえば、跳び箱を跳べるようになるまでに、子どもたちは乳児期の運動遊びの中でも、転んだり、滑ったり、ぶつかったりして小さなケガは起こります。

私たちはこれから、それぞれのお子さんの「でき始めていること」「できるようになってきていること」「新しく挑戦しているけれども、まだできないこと」などを保護者の皆さんにお伝えしていきます。子どもたちが成功したことだけでなく、失敗したこともできる限りたくさんお伝えしていきます。保護者の皆さんに、子どもたちが頑張っている姿、「負けたけど楽しかった!」「今度頑張る!」という前向きの姿、「痛くないよ!これくらい平気!」という乗り越える姿をお伝えすることも、私たちの仕事だと考えているからです。

みなさんのお子さんたちが、どんなことにでも挑戦し、痛みも乗り越え、力いっぱい生きていけるおとなに育つよう私たちも力を尽くしますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

保護者の皆さまにご理解いただきたい大切なこと（２）

お子さんたちのかみつき、ひっかき

乳幼児期（０・１・２歳児）は特に、子どもに自我（「わたし」「ぼく」）が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それ、ぼくの」「ほしいな、それ」「わたし、やだ」…、こういった気持ちがあっても、まだ言葉には出来ません。だから、かみついたり、ひっかいたりします。または、目の前に出てきた誰かの指や顔に、思わず手や口が出ることもあります。

これは成長発達の一つの特徴です。こどもたち全員がかみつきやひっかきをするわけではありません。又かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。誰かを傷つけようとするのではなく、他者に対する興味が、かみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

私たち保育者は、子どもたちが泣きながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。ほかのお子さんのおもちゃを取ろうとし始めたら「使いたいのかな?『かして』って言ってごらん」と伝えますし、ほかのお子さんの顔の前に手を出したら「どうしたの?」と声をかけて、そのお子さんの気持ちをくみとる努力をします。けれども、時として私たちの声かけや働きかけが間に合わないこともあります。

私たちは、保育者として、子どもたちがかんだりひっかいたりすることを放置はしません。できる限り止めて、気持ちを受けとめ、言葉にできるよう伝えます。しかし、どうしても防げなくて、かみつきやひっ

かき起きた時には適切に処置して、保護者の方にお伝えします。

保護者の皆さんにぜひご理解いただきたいのは、かみつikyひつかきは、「加害」や「被害」といった言葉で表現すべきものではない、ということです。かみついた子どもは「悪い子」ではありません。自分が遊んでいるおもちゃをひっぱられて、「やだ!」という気持ちになるのは、もっと年長の子どもでも同じです。ただ、乳幼児の場合は「やめて!」「わたしがあそんでるの!」という言葉よりもずっと先に、手や口がでがちなのです。

かみつikyひつかきは、「特別な行動」でも「悪い行動」でもなく、子ども同士の関わりや「仲良し」の中で出てくるものだからです。

最後になりますが、生え始めた歯がゆくてかむ、ということもあります。ご家庭でそういった様子が見られ始めたら、園にもお伝えください。私たちも、同様のことがみられましたらお伝えしていきます。

保護者の皆様と保育園の二人三脚で、子どもたち一人ひとりの成長、そして、子どもたちがお互いにかわりあいながら育っていく姿をしっかりと見守っていきましょう。

別紙 1

1号認定子どもの入園受付及び選考方法に関する事項

《入園受付》

当園は、市町村から特定教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから当園の利用について申込みがあったときは、次に掲げる場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合。
- (2) 利用定員を上回る利用の申込みがあった場合。
- (3) 当園の「教育・保育理念」・「教育・保育方針」に同意いただけない場合
- (4) 当該入園希望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合。

《選考方法》

1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の順で選考を行い園長が決定する。

- (1) 当園に2号及び3号認定子どもとして在園している者で、1号認定子どもへ変更を希望する者を優先する。利用定員を超えた場合は抽選とする。
- (2) 当園に兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。利用定員を超えた場合は抽選とする。
- (3) その他の者。利用定員を超えた場合は抽選とする。